

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平成 2 5 年 (才) 第 1 9 3 号 平成 2 5 年 (受) 第 2 4 2 号
決 定 日	平成 2 5 年 6 月 1 2 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	千 葉 勝 美 竹 内 行 夫 小 貫 芳 信 鬼 丸 か お る
当 事 者 等	上 告 人 兼 申 立 人 特 定 非 営 利 活 動 法 人 空 援 隊 同 代 表 者 理 事 小 西 理 被 上 告 人 兼 相 手 方 日 本 放 送 協 会 同 代 表 者 会 長 松 本 正 之
原 判 決 の 表 示	東 京 高 等 裁 判 所 平 成 2 4 年 (ネ) 第 2 0 6 6 号 (平 成 2 4 年 9 月 2 6 日 判 決)

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成 2 5 年 6 月 1 2 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 丸 山 英 之 

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。